

特定技能

深刻化する人手不足の解消

人材確保のために

政府が外国人に単純労働を認めた唯一無二の就労資格



送り出し可能国

インドネシア

登録支援機関 19登-002295

有限会社 介護施設あお空

〒027-0082 岩手県宮古市向町2番34号

TEL 0193-63-5519 FAX 0193-63-5051

対象となる産業分野【特定産業分野：12分野】

介護 ビルクリーニング 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業

建設 造船・船用工業 自動車整備 航空 農業 漁業 宿泊

飲食料品製造業 外食業 → この2職種は技能実習では非対象であり、特定技能のみの職種となります

在留資格 特定技能1号

- 在留期間：通算上限5年
更新手続きは1年、6ヵ月または4ヵ月ごと
- 技能水準：試験で確認
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を
試験で確認

技能実習2号修了者は、技能・日本語についての試験は免除

- 家族の帯同：基本的に認めない

ベトナム・インドネシアの場合、技能実習から
特定技能に移行する際の一時帰国は不要です

在留資格 特定技能2号

上記12分野のうち、建設 造船・船用工業のみ受け入れ可能で、
熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの資格です

- 在留期間：期限無し
更新手続きは3年、1年又は6ヵ月ごと
- 技能水準：試験で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子供）

今後、政府案が可決されれば、ビルクリーニング・製造業・
自動車整備・航空・農業・漁業・飲食料品製造業・外食業・
宿泊分野まで業種が拡大される見込みです。

特定技能について

1 : 特徴 **外国人本人の意思による転職が可能**

2 : 受け入れ人数 **上限無し**

【分野別運用方針】

介護 事業所単位で、
常勤介護職員の総数を上限とすること

建設 特定技能1号と特定活動で受け入れる外国人の数が
日本人常勤職員の総数を超えないこと

3 : 雇用契約の基準（受け入れ企業側）

① **賃金、所定労働時間**等の労働条件は、**日本人労働者と同等以上**（御社規定に基づく条件）

労働基準法 第3条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない

→ **国籍による労働条件の差別の禁止**

② 労働保険・社会保険へ加入し、租税法令を守ること

③ 契約1年前・契約後に、同じ業務の労働者の非自発的な離職がないこと

【雇用条件の基準（受け入れ企業側）】

- ④ 契約1年以内に雇用主の責めに帰すべき行方不明者がいないこと
- ⑤ 法人・役員が刑罰を受ける等欠格事由に該当しないこと
- ⑥ **活動内容報告書**を3ヵ月に一度作成し、1年間保管すること

活動内容報告書 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00191.html

- ⑦ 外国人本人やその配偶者及び親族から、違約金・保証金をとらないこと
- ⑧ 給与は原則銀行口座振込とすること
- ⑨ 契約を継続して履行する体制を整えること
- ⑩ 外国人の住居に関する以下の事項を了承していただくこと

原則として敷金・礼金については、外国人が負担するものですが、外国人本人が希望する場合や、近隣賃貸物件の相場、報酬額等を踏まえて、受け入れ企業が敷金・礼金を全額もしくは一部を負担することは妨げられません。

【雇用条件の基準（受け入れ企業側）】

- ⑪ 外国人のビザ取得後4ヵ月以内に、各分野の**協議会**へ加入すること

協議会加入の目的

特定技能外国人の適正な受け入れ及び保護

特定技能は外国人の保護・支援に重点を置いた制度です。協議会は必要があれば、受け入れ企業への調査、指導を行い、「働きやすい労働環境」の維持・改善を行います。

就業中の特定技能外国人のサポート

転職の支援や、地域別の特定技能外国人の人手不足に関する調査と対応を行うとともに、都市圏への特定技能外国人の集中回避を目的とした調整や対応策を打ち出します。

協議会へは一般的に費用が掛からず加入することができます。
しかし、「建設業」分野のみ下記のように加入費用が掛かります。（2023年5月現在）

JAC【(一社)建設技能人材機構】の 正会員である建設業者団体の定める会費 (岩手県建設労働組合連合会、全中建岩手など)	50,000円～100,000円
月額受け入れ負担金(特定技能人材 1名当たりの月額)	12,500円～20,000円

建設業のみ加入費用が必須な理由については、他の業種より失踪者が多いなどの問題が指摘されているからです。

- ⑫ **登録支援計画費用**を外国人に負担させないこと

登録支援計画、登録支援機関については、次ページからご説明いたします

支援計画について

受け入れ企業は、1号特定技能外国人に対して、安定的かつ円滑に業務に従事することができるような、職業生活上、日常生活上または社会生活上の支援に関する計画（以下「**支援計画**」という）を作成し、当該計画に基づく支援を行う義務があります。

①事前ガイダンスの提供

雇用契約締結後、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無について説明

※外国人が理解できる言語で行う



③住居確保・契約支援

住居の確保、連帯保証人になる



銀行口座の開設
携帯電話やライフライン契約の案内・手続きの補助

④公的手続き等への同行

社会保障・税などの手続きへの同行
書類の作成補助



※外国人が理解できる言語で行う

⑤生活オリエンテーション

円滑に社会生活を営めるような日本のルールやマナー、公共交通機関の利用方法、災害時の対応等の説明

※外国人が理解できる言語で行う



⑥日本語習得の支援

日本語教室等の入学案内



日本語学習教材の情報提供等

⑦相談・苦情への対応

職場や生活上の問題についての対応



必要に応じた助言や指導など

※外国人が理解できる言語で行う

⑧日本人との交流促進

自治会等の地域住民との交流の場や、お祭りなどの行事の案内参加の補助など



⑨転職支援 (人員整理の場合)

企業側の都合による雇用契約の解除の際、転職先を探す手伝い、推薦状の作成



求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続きの情報の提供

②出入国の際の送迎

入国時 空港→事業所
または住居までの送迎



帰国時 空港の保安検査場までの送迎・同行

⑩安定的な面談・ 行政機関への通報

外国人及びその上司と面談（3カ月に1回以上）



労働基準法等の違反があれば通報

特定技能外国人の雇用に際しては、支援責任者・支援担当者を任命し、前ページの支援計画を実行する義務があります。

その遂行・管理にはたいへんな手間が掛かるうえ、出入国在留管理局への申請書類の作成は、重い事務負担となります。

特定技能外国人が入社してから特定技能を終えるまでの5年間、この支援計画の一切を引き受けるのが、「登録支援機関」です。

弊社と委託契約することで業務負担を掛けることなく、外国人を受け入れることが可能になります。

弊社より必要に応じて書類等の提出をお願いする場合がございます。
その際には、ご対応をお願いいたします。